

平成30年7月豪雨により被害を受けた皆様へお知らせ

平成30年7月豪雨により被害を受けた皆様に心からお見舞いを申し上げます。福山市では、被災された方々へ次の支援を行います。業者との契約は市が行うことなど、一定の要件がありますので、詳細はお問い合わせください。

■■■【被害】の程度は、り災証明にもとづきます。■■■

【被害】

支援1 生活必需品の給与

全壊

大規模半壊

半壊

床上浸水

当面の生活を支援するため生活必需品を提供します。

[生活必需品の内容] 寝具一式、トイレトーパー、調理器具、食器、石鹼、洗剤等

【対象】

・住家が全壊等の被害を受け、生活必需品を使用できなくなった方

申請受付期限：

10月19日（金）まで

支援2 障害物の除去

【被害】

全壊

大規模半壊

半壊

床上浸水

住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等を、現在も除去できない場合は、市の負担でそれらの障害物を取り除きます。

【対象】 次の全ての要件を満たす方

- ・住家が全壊等の被害を受け、自力では障害物を除去できない方
- ・今後も被害を受けた住家に住み続ける方

支援3 住宅の応急修理

【被害】

全壊

大規模半壊

半壊

住家の居室や炊事場、便所等日常生活に必要な部分の応急修理を市の負担で行います。

【対象】 次の全ての要件を満たす方

<限度額 584,000円>

- ・住家が全壊等の被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない方
- ・今後も被害を受けた住家に住み続ける方

支援4 応急仮設住宅(民間賃貸住宅)の供与

申請受付期限：

10月19日（金）まで

【被害】

全壊

大規模半壊

半壊

一部損壊

床上浸水

(注) 土砂災害による損害の程度が「半壊に至らない」については対象となる場合があります。

住家が被災し、居住が当面困難な方に一定の期間、民間賃貸住宅を県又は市の負担で供与します。

<契約期間は原則6か月間>

【対象等】

- ・住家が全壊等の被害を受け、自らの資力では住家を得ることができない方
- ・家賃、礼金、仲介手数料、火災保険等損害保険料、退去時修繕費(全て上限額があります)を負担します。(光熱水費、駐車場使用料、共益費・管理費等の経費は入居者の負担となります。)
- ・この支援以外に市営住宅等の緊急募集を実施しています。
- ・今回の災害により、既に他の民間賃貸住宅に入居されている方についても対象となる場合があります。

支援4を活用した場合は、支援2及び支援3の併用はできません。

【問い合わせ先】 Tel 084-928-1284

福山市被災者支援相談窓口

2018年10月15日現在